

発行日 2026 年 9 月 1 日

隣組回覧



「よろずなんでも相談所」開設のご案内

～毎日の暮らしの中でお悩みはありませんか？～

「いじめ・体罰」などに関する問題、家庭内における様々な問題、プライバシーに関する問題などの心配ごとに、人権擁護委員が丁寧に相談に応じます。

お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時 2026 年 9 月 15 日 (火)

午前 10 時～正午

※事前の予約が必要です

場所 須坂市人権交流センター

問合せ先

人権に関する総合相談窓口

須坂市人権交流センター

電 話

026-245-0909

●他市町村の特設相談所でも相談ができます。

日 程	相 談 時 間	開 催 場 所
8 日 (火)	午後 1 時～4 時	長野中央隣保館

★以下のとおり電話での法務局相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

みんなの人権 110 番

0570-003-110

こどもの人権 110 番(通話料無料) 0120-007-110

月～金(祝祭日・年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分

長野人権擁護委員協議会、長野・飯山地域人権啓発活動ネットワーク協議会



須坂市人権交流センターに「総合相談・女性相談窓口」を開設しています。

月～金(祝祭日・年末年始除く) 午前 9 時～午後 5 時

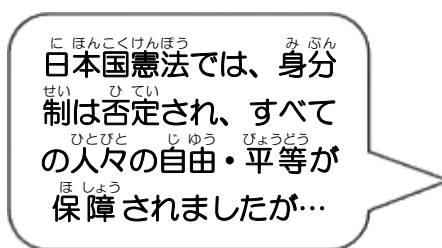
電話 026-245-0909

裏面の人権啓発コーナーをご覧ください。

どう わ もん だい
同和問題

どう わ もん だい
同和問題とは？

に ほんしゃかい れきしてき か てい 日本社会の歴史的過程でつくられた身分の上での差別が、現代社会に
いまだに残っている問題です。



か ぶ ら く し
変わってきている部落史！

げんざい ぶ ら く し かん かんが かた つぎ か
現在の部落史に関する考え方は、次のように変わってきています。

- 江戸幕府が土農工商のピラミット型の身分制度を作ったのではなく、江戸時代以前の
ちゅうせい ひとひと い しき けいせい え ど ばく ふ み
中世にすでにあった人々の「けがれ」意識をもとに形成されたものを、江戸幕府が身
ぶんとうせい り よう きょう か
分統制のために利用し、強化していった。
- 「きびしく差別された人々」は、社会の底辺に置かれたのではなく、百姓や町人と
べつ けいせい しゃかい ぞんざい
は別に形成された社会に存在していた。
- 「きびしく差別された人々」は、農業・手工業・治安・警備・芸能などのさまざま
しよくぎょう つ しゃかい こうけん
な職業に就いて、社会に貢献していた。
- 「きびしく差別された人々」には、さまざまな生活状況があり、一律に貧しかった
けいざいてき ゆうふく しゅうらく こじん ぞんざい
のではなく、経済的にも裕福な集落や、個人も存在していた。